

## 第24回社会保障審議会年金部会 資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000058094.html>

第24回社会保障審議会年金部会 資料 平成26年9月18日(木)

- 議事次第 [議事次第\(PDF:50KB\)](#)
- 委員名簿 [委員名簿\(PDF:113KB\)](#)
- 座席図 [座席図\(PDF:155KB\)](#)
- 資料 [短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大\(PDF:1.766KB\)](#)
- 参考資料 [今後の検討の進め方\(PDF:544KB\)](#)

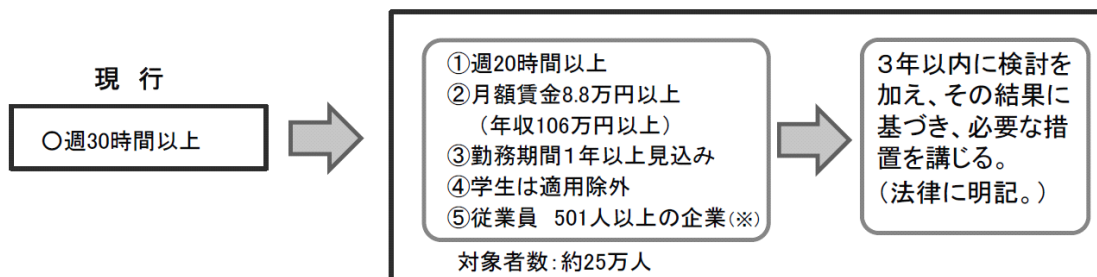
(資料より)

## 平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金機能強化法))が成立した。

### 《改正内容》

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)



(※)適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

### 《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が高い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が高い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

(報道より)

## ○NHK 厚生年金 非正規労働者の加入条件緩和を 9月18日 21時04分

厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の部会が開かれ、パートなど非正規労働者の厚生年金への加入を巡り、女性の就労促進につながるよう、さらに条件を緩和して加入しやすくすべきだという意見が相次ぎました。

パートなどの非正規労働者は現在、おおむね週30時間以上働いた場合、厚生年金に加入することになっていますが、パートの処遇改善を図るため、平成28年10月から、従業員が500人を超える企業で1年を超えて週20時間以上働く、月収8万8000円以上の非正規労働者も加入することになります。

これについて、18日開かれた社会保障審議会の年金部会で、学識経験者や労働界の委員らから、「女性が活躍する社会の実現が急がれており、年金制度も女性の就労促進につながるようすべきだ」などと、さらに条件を緩和して加入しやすくすべきだという意見が相次ぎました。

ただ、経済界の委員からは、「急激に厚生年金の対象を拡大すると、企業負担が増えかねない」という指摘も出されました。こうした意見を踏まえ、年金部会では今後、厚生年金の加入条件をさらに緩和するかどうか議論を進め、年内にも方向性を取りまとめたたいとしています。

○日経新聞 **厚生年金、パートへの適用拡大に経営側慎重 厚労省部会** 2014/9/18 20:27

厚生労働省は18日、社会保障審議会の年金部会を開き、給付が手厚い厚生年金のパート労働者への適用拡大を議論した。労働者や学識者は対象を大幅に広げ、より多くのパート労働者を加入させるよう求めた。一方、厚生年金保険料の半分以上を払う経営側からは「負担を急に増やして、企業がつぶれてもいいのか」（経団連）と慎重な対応を求める声が相次いだ。

今の制度では週30時間以上働くパート労働者が厚生年金に入っている。2016年10月に週20時間以上のパートにも対象を広げることを見送る。ただ501人以上の大企業に限るなど条件が厳しく、一段の拡大を求める声強い。

この日の年金部会では労働者側から「すべての労働者を厚生年金に入れるべきだ」（連合）との声が出た。現在、パートの多くは月6万円余りしかもらえない国民年金に加入。厚生年金に移れば老後の生活資金を確保しやすい。保険料を納める人が増えて、年金財政も改善する。

ただ経営者は、企業が保険料の半分以上を負担する厚生年金の拡大に後ろ向きだ。日本商工会議所からは「適用を広げれば企業収益を圧迫する。国による補助があってもいいのではないかと」と激変緩和を求める声が出た。

厚労省は年末まで議論を続け、16年10月以降の対象拡大に向けた議論の道筋をつけたい考えだ。

○しんぶん赤旗 **厚生年金の適用 パート拡大議論 社保審部会** 9月19日

社会保障審議会の年金部会は18日、パートなど短時間労働者に対する構成年金の適用を拡大する問題について議論しました。

週所定労働時間が20時間以上で月額収入が8.8万円以上など25万人の短時間労働者については、2016年10月から適用拡大が決まっています。

厚労省はさらに、月5.8万円以上の収入がある人を新たな対象に加え、220万人から最大1200万人まで適用を拡大する案を示しています。

委員からは、収入の適用基準を引き下げ、勤労学生や最低賃金レベルの労働者にも適用拡大を求める意見が出されました。

労働時間規制を撤廃する「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入を主張し、労働時間の要件は必要ないと暴論を展開する経営者委員もいました。

年金部会は今後、130兆円にのぼる年金積立金の株式運用を拡大し、国民の年金資金を危険な“株価対策”につぎ込む議論を進める姿勢です。